

令和 7 年 10 月 27 日

HAPI マーク、健康増進認定製品マーク及び自己宣言ロゴの使用について（依頼）

日ごろから当協会の事業につきましては、ご支援ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当協会では、これまで HAPI マーク及び健康増進認定製品マークの活用を推進してましたが、この度、経済産業省が推進している「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」を踏まえ、「健康増進機器認定制度ガイドライン」を策定し、経済産業省に提出いたしましたところ、本年 3 月に「ヘルスケアガイドライン自己宣言」ロゴマーク（“自己宣言ロゴ”という）が付与されました。

このため、当協会の健康増進機器制度部会 WG は、自己宣言ロゴの広告表現を作成の上、経済産業省と相談し、別紙のとおり自己宣言ロゴ等の使用に関する広告表現が可能になりましたので、是非広告する際には HAPI マーク及び健康増進認定製品マークと同様にご使用ください。

特に、健康増進機器認定製品を受けられている企業様には、自己宣言ロゴ等の普及に向けて、ご使用されますようお願い申し上げます。